（証券コード　4593）
平成28年３月10日

株　主　各　位

東京都港区浜松町二丁目４番１号
株　式　会　社　ヘ　リ　オ　ス
代表取締役社長　鍵　本　忠　尚

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービル　38階
ＷＴＣコンファレンスセンター　「フォンテーヌ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第５期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬の件

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.healios.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が続きましたが、下半期から新興国経済の減速や原油価格の下落を背景に、先行きの経営環境に対する慎重な見通しも増えてきています。

再生医療業界においては、再生医療等製品の実用化に関して、新制度の運用及びiPS細胞を用いた治療に関するエビデンス（科学的根拠）の蓄積の両面で大きな進展が見られました。制度面に関しては、平成26年11月に施行された薬機法（医薬品医療機器等法）に基づき、上場企業２社が再生医療等製品として承認申請を行っていた２製品が平成27年９月に厚生労働省より製造販売承認を取得し、同年11月に保険償還価格が決定されました。２製品のうち１つは、日本初の他家（他人の細胞）由来の再生医療等製品であり、もう１つの製品は法改正で新設された早期承認制度に基づいた条件及び期限付承認を取得しています。２製品ともに承認申請から１年以内という迅速な承認であり、再生医療等製品の実用化を推進する日本政府の姿勢を裏付ける内容となっております。

iPS細胞を用いた治療に関するエビデンスとしては、当社の共同研究先である国立研究開発法人理化学研究所をはじめとする関係機関より、自家（患者さん本人の）iPS細胞を用いた世界初の臨床研究（「滲出型加齢黄斑変性に対する自家iPS細胞由来網膜色素上皮シート移植に関する臨床研究」）における第一症例目の移植手術について平成27年９月に１年が経過し、同年10月にはその経過観察結果が良好と発表されました。発表では「安全性の確認を主目的とした本臨床研究第一症例目の結果は術後１年経過の現時点では良好と評価できる」と報告されています。

このような状況のもと、当社はiPS細胞を培養・分化誘導して作製した人体組織と同等の機能を持つ再生医療等製品（以下、iPSC再生医薬品といいます。）の開発を中核的な事業領域と位置付けて事業を推進しております。まず、国内においては加齢黄斑変性を対象に共同開発のパートナーである

大日本住友製薬株式会社（以下、大日本住友製薬といいます。）と他家iPS細胞由来の網膜色素上皮細胞（以下、RPE細胞といいます。）を懸濁液としたiPSC再生医薬品の治験準備を進めています。また、海外における加齢黄斑変性を対象としたiPSC再生医薬品においては、上場時の資金調達額が当社の当初想定額を下回ったことから自社単独開発から製薬企業等とのアライアンス（事業提携）による開発に方針を転換し、パートナー企業の決定に向けた協議を開始しております。

さらに、当社は、眼疾患以外の領域への取組みとして、公立大学法人横浜市立大学（以下、横浜市立大学といいます。）との共同研究である肝臓原基作製に向けたプロジェクトにおいて、共同研究体制の構築を目的として、平成27年10月、横浜市立大学の先端医科学研究センターに入居いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は98,167千円（前期比64.9%減）、営業損失は1,060,416千円（前事業年度は568,296千円の営業損失）、経常損失は987,026千円（前事業年度は470,564千円の経常損失）、当期純損失は958,103千円（前事業年度は477,258千円の当期純損失）となりました。売上高の減少については、当事業年度は契約一時金やマイルストン収入が発生しなかったことが要因です。前事業年度は大日本住友製薬からのマイルストン収入200,000千円を計上しています。なお、当事業年度の売上高の構成は、欧州での眼科手術補助剤BBG250の売上に係るロイヤルティ収入及び再生医療事業の取組みに関するコンサルティング収入からなります。眼科手術補助剤の売上に係るロイヤルティ収入は、サブライセンス先における直販化及び販売地域拡大を背景に順調に推移しております。損失の拡大はマイルストン収入が発生しなかったことに加え、研究開発費の増加（前期比302,039千円増）が主因です。

＜研究開発活動＞

当事業年度においては、開発人員の増強を行い、開発体制の強化を推進したほか、以下のとおり、iPSC再生医薬品分野及び化合物医薬品分野について研究開発を推進いたしました。

当事業年度の研究開発費の総額は、629,100千円であります。なお、当該費用は、国内におけるRPE細胞製品の共同開発先である大日本住友製薬による開発費用の負担分を控除した後の金額になります。

（ｉ）iPSC再生医薬品分野

当事業年度においては、iPS細胞由来のRPE細胞を用いた治験への準備が国内外で進捗しました。

国内においては、CPC（細胞培養センター：Cell Processing Centerの略）でのiPS細胞を用いたRPE細胞の製造最適化作業が最終段階にあります。加えて、本製品の適応疾患である加齢黄斑変性の疾患モデルで有効性評価が進行しております。また、治験に使用するiPS細胞については大日本住友製薬でマスターセルバンク（※）を作製しております。

また、海外においては、海外での治験に用いるRPE細胞の受託製造会社に対して、当社が国内で確立したRPE細胞への分化誘導方法に関わる技術の移管が完了し、引き続きCPCでの培養を前提とした条件の最適化検討が行なわれております。

一方、平成26年11月に横浜市立大学との間で、iPS細胞等を用いて作製した臓器の芽（臓器原基）をヒトの体内に移植することによって機能的なヒト臓器を創り出すという新たな再生医療等製品（３次元臓器）に関して共同研究を開始いたしました。当社は、横浜市立大学大学院医学研究科臓器再生医学 谷口英樹教授、同武部貴則准教授ら研究グループが開発した臓器原基に関する技術を臓器作製のプラットフォーム技術と考えており、まずは肝臓原基作製に着手しております。当社は、かかる共同研究の一環として、ヒトへの移植が可能なヒト肝臓原基の大量製造方法や、作製されたヒト肝臓原基の評価方法・移植方法などについて、横浜市立大学とよりスムーズに情報交換し、検討・協議する体制を構築するべく、平成27年10月、横浜市立大学の先端医科学研究センターに入居いたしました。

※マスターセルバンクとは、RPE細胞の原料となるiPS細胞を培養して増殖させた後に小分け貯蔵したものをいいます。

（ⅱ）化合物医薬品分野

当事業年度においては、欧州で販売されている眼科手術補助剤の日本向け製品の製造販売承認の取得に向けた取組みを進めました。具体的には、国内の原薬受託製造会社において安定性試験に必要な量の原薬製造を完了し、安定性試験開始に向け規制当局と協議を開始しました。また、製造体制についても、欧州向け製品を製造している欧州の受託製造会社において製造体制の準備が進んでおります。

事業分野	開発コード	適応症	市場	前臨床試験	臨床試験	申請～承認	上市	進捗状況
iPSC再生医薬品分野	HLCR011	WetAMD	日本	→				前臨床試験実施中
	HLCL041	代謝性肝疾患	日本	→				横浜市立大学と共同研究

事業分野	開発コード	適応症	市場	前臨床試験	第Ⅰ相試験	第Ⅱ相試験	第Ⅲ相試験	申請～承認	上市	進捗状況
iPSC再生医薬品分野	HLCR012	DryAMD	米国	→						製造のための技術移管
	HLCR012	DryAMD	欧州	→						米国第Ⅲ相試験からのグローバル治験を検討中

事業分野	開発コード	適応症	市場	前臨床試験	第Ⅰ相試験	第Ⅱ相試験	第Ⅲ相試験	申請～承認	上市	進捗状況
化合物医薬品分野	HLM0021	硝子体手術	日本	→	→	→	→			わかもと製薬にて開発中
	HLM0021	白内障手術	日本	→	→	→				ライセンス先決定後、速やかに開発を進める
	HLM0022	内境界膜剥離	欧州	→	→	→	→	→	→	**販売中**
	HLM0023	内境界膜剥離	米国	→	→	→				DORC社にて開発中

② 設備投資の状況

当事業年度においては、主に研究生産設備の拡充により、66,787千円の設備投資を実施いたしました。当該金額はソフトウェアへの投資額を含んだ金額であります。

（注）設備投資額に資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

平成27年６月16日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により、総額7,658,028千円の資金調達を行いました。

⑵ 財産及び損益の状況

区　　分	第 2 期 (平成24年12月期)	第 3 期 (平成25年12月期)	第 4 期 (平成26年12月期)	第 5 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	－	500,000	279,997	98,167
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△39,654	85,141	△477,258	△958,103
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	△1.32	2.67	△14.33	△25.60
総　資　産(千円)	38,993	4,044,094	3,171,787	10,487,614
純　資　産(千円)	△38,424	3,062,201	2,664,668	9,377,362
1株当たり純資産　(円)	△1.28	92.28	78.23	230.53

(注)　当社は、平成24年10月12日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、また平成26年12月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	事　業　内　容
株式会社サイレジェン	200百万円	50.0%	iPSC再生医薬品の製造・販売促進等

⑷ 対処すべき課題

当社が事業の中核領域と位置付けているiPS細胞技術によるiPSC再生医薬品に関しては、これまでの医薬品産業と異なる新しい産業として成長する可能性があり、かつ、これまで適切な治療法がなかった多くの疾患への適用が可能であると判断しています。当社は、将来的には研究開発から製造販売承認の取得、製造・販売までを自社、関係会社及び提携会社において実現する体制の確立を目指し、事業を進めております。

① **既存パイプラインの開発推進について**

（ｉ）iPSC再生医薬品HLCR011の国内臨床試験の推進について

日本国内における滲出（ウェット）型加齢黄斑変性を対象としたiPSC再生医薬品HLCR011の開発については、共同開発のパートナーである大日本住友製薬とともに、他家iPS細胞由来のRPE細胞を懸濁液とした再生医療等製品として、法改正で新設された早期承認制度に基づいた条件及び期限付承認の取得を想定して開発を進めております。この制度を利用した場合、治験薬の製造時には、承認申請を見据えた製造管理及び品質管理に関する基準であるGCTP省令に対応（準拠）しておく必要があります。このため、当社は、治験薬の製造時点までに適切な基準に対応した設備及び組織体制を整えておく必要があります。国内のRPE細胞製品の製造や承認後の医療機関への販売促進活動に関しては大日本住友製薬と当社の合弁会社である株式会社サイレジェン（以下、サイレジェン社といいます。）に委託する考えであり、当社とサイレジェン社とのスムーズな連携が課題と考えております。

※条件及び期限付承認とは、従来のように、治験により安全性と有効性の両方の確認を行った上で製造販売承認を与えるのではなく、治験によって安全性の確認は必要ですが有効性に関しては推定された段階で条件及び期限を付した承認を与え、実際に患者さんへの投与を可能とし、市販後に有効性を検証し、再度承認申請を行って本承認を与えることにより、再生医療等製品の早期の実用化を可能とする制度であります。

（ⅱ）iPSC再生医薬品HLCR012の米国及び欧州での臨床試験の推進について

米国及び欧州においては、日本のような条件及び期限付承認制度は設けられておりません。このため、米国及び欧州における萎縮（ドライ）型加齢黄斑変性を対象としたiPSC再生医薬品HLCR012の開発については、まずは、第Ⅰ／第Ⅱ相臨床試験を開始し、安全性と有効性の確認をしていくことになります。当社は、米国及び欧州での治験に用いる治験薬製造の準備を進めておりますが、上場時の資金調達額が当社の当初想定を下回ったことから米国及び欧州に関しては自社単独での開発から製薬企業等とのアライアンスによる開発に方針を転換しています。早期にパートナー企業を決定し、本格的な開発を進めることが課題と考えております。

（ⅲ）iPSC再生医薬品HLCL041の日本における開発

当社は眼疾患の領域に加えて、アンメットメディカルニーズ（未だ有効な治療法がない医療ニーズ）の高い他の領域におけるパイプラインの拡充にも積極的に取り組んでいます。具体的な取組みの一例が、横浜市立大学と平成26年10月24日付で全世界における独占的な特許実施許諾契約を締結した、臓器のもとになる臓器原基を人為的に創出する新規の細胞培養操作技術を用いた機能的なヒト臓器の作製です。この技術の実用化に向け、当社は代謝性肝疾患を対象とした再生医療等製品を開発するべく横浜市立大学との共同研究開発を開始しています。同製品の開発にあたっては、実用化に向けてはヒトへの移植が可能なヒト肝臓原基の大量製造方法の構築、さらに作製されたヒト肝臓原基の評価方法や移植方法等を検討し、再生医療等製品として最適なプロトコルを確立することが課題と考えております。

② **開発におけるアライアンス体制の強化について**

当社はiPSC再生医薬品の実用化を重要な使命と位置付けており、実用化を加速させることが可能な新規技術・ノウハウを国内外の公的研究機関や企業等から積極的に獲得すべく、国際的な情報ネットワークの一層の強化が必要と考えております。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントです。iPS細胞に関連する技術を活用した再生医療等製品（iPSC再生医薬品）の研究・開発・製造を行うiPSC再生医薬品分野を事業の中核領域と位置付けております。

⑹ **主要な事業所**（平成27年12月31日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都港区
神戸研究所	兵庫県神戸市中央区
横浜研究所	神奈川県横浜市金沢区

⑺ **使用人の状況**（平成27年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44（ 9）名	7名増（ 1名増）	38.3歳	1.5年

（注）1．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2．使用人数の増加の主な要因は、研究開発体制の拡充に伴う人員の増加であります。

⑻ **主要な借入先**（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成27年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　134,708,000株

⑵ **発行済株式の総数**　40,646,000株

（注）1．公募増資により、発行済株式の総数は6,060,000株増加しております。
2．オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式の総数は909,000株増加しております。

⑶ **株主数**　8,851名

⑷ **大株主（上位10位）**

株主名	持株数	持株比率
鍵本忠尚	28,797,900株	70.85%
大日本住友製薬株式会社	1,500,000	3.69
竹田英樹	870,000	2.14
みずほキャピタル株式会社	510,000	1.25
株式会社ニコン	500,000	1.23
株式会社新日本科学	300,000	0.74
澁谷工業株式会社	300,000	0.74
ヘリオス投資事業有限責任組合	297,000	0.73
松田良成	275,000	0.68
JP MORGAN CHASE BANK 385181	262,000	0.64

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において役員が保有している新株予約権の状況

項目		第１回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		平成24年12月25日	平成27年11月９日
新株予約権の数		10,385個	2,904個
新株予約権の目的となる種類及び株式の数		普通株式　1,038,500株	普通株式　290,400株
新株予約権の１個当たりの発行価額		100円	1,100円
新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額		10,000円	114,000円
新株予約権の行使期間		平成28年１月11日から 平成37年１月10日まで	平成27年11月26日から 平成37年11月25日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数　3名 保有数　7,501個	保有者数　1名 保有数　868個
	社外取締役	保有者数　1名 保有数　1,442個	保有者数　1名 保有数　868個
	監査役	保有者数　1名 保有数　1,442個	保有者数　2名 保有数　1,168個

⑵　当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

項目		第６回新株予約権
発行決議日		平成27年11月９日
新株予約権の数		2,477個
新株予約権の目的となる種類及び株式の数		普通株式　247,700株
新株予約権の１個当たりの発行価額		1,100円
新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額		114,000円
新株予約権の行使期間		平成27年11月26日から 平成37年11月25日まで
使用人等への交付状況	当社使用人	交付者数　14名 交付数　2,477個

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鍵本忠尚	株式会社サイレジェン　代表取締役社長
常務取締役	澤田昌典	事業開発領域管掌　兼　事業開発部長
取締役	松田良成	管理領域管掌　兼　財務経理部長 弁護士法人漆間総合法律事務所　代表社員
取締役	アル・リーブス	開発領域管掌　兼　グローバル開発部長
取締役	田村康一	研究・生産領域管掌　兼　生産部長
取締役	マイケル・アルファント	フュージョン・システムズ・ジャパン株式会社　グループ会長兼CEO
取締役	西山道久	
常勤監査役	中野剛	
監査役	平井昭光	レックスウェル法律特許事務所　代表パートナー 株式会社ファンペップ　代表取締役
監査役	成松淳	ミューゼオ株式会社　代表取締役社長

（注）1．平成27年３月31日開催の定時株主総会において、田村康一氏が取締役に選任され就任いたしました。
2．取締役マイケル・アルファント氏及び西山道久氏は、社外取締役であります。
3．常勤監査役中野剛、監査役平井昭光及び成松淳の３氏は、社外監査役であります。
4．常勤監査役中野剛氏は、上場会社の経理部門における豊富な実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役平井昭光氏は、弁護士及び税理士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役成松淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．当社は、取締役マイケル・アルファント及び西山道久、並びに監査役中野剛、平井昭光及び成松淳の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届けております。
8．当事業年度中に取締役の地位及び担当が次のとおり変更となりました。

氏名	異動前	異動後
澤田　昌典	取締役　研究生産領域管掌	常務取締役　事業開発領域管掌　兼　事業開発部長

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	100,916千円 (4,800)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	20,904千円 (20,904)
合計 （うち社外役員）	10名 (5名)	121,820千円 (25,704)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成26年３月31日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議頂いております。

２．監査役の報酬限度額は、平成26年３月31日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議頂いております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 社外取締役の兼任の状況（他の会社の業務執行者又は社外役員）

氏　　名	兼任先及び兼任内容
マイケル・アルファント	フュージョン・システムズ・ジャパン株式会社　グループ会長兼CEO

（注）フュージョン・システムズ・ジャパン株式会社と当社との間に特別な取引関係はありません。

② 社外監査役の兼任の状況（他の会社の業務執行者又は社外役員）

氏　　名	兼任先及び兼任内容
平井昭光	レックスウェル法律特許事務所　代表パートナー 株式会社ファンペップ　代表取締役社長
成松淳	ミューゼオ株式会社　代表取締役社長

（注）1．レックスウェル法律特許事務所及び株式会社ファンペップと当社との間に特別な取引関係はありません。
2．ミューゼオ株式会社と当社との間に特別な取引関係はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	マイケル・アルファント	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、会社経営全般に関しての豊富な経験から発言を行っております。
社外取締役	西山道久	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、専門的な医薬品開発と会社経営全般に関して豊富な経験から発言を行っております。
社外監査役	中野剛	当事業年度に開催された取締役会22回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、専門的な会計並びにコンプライアンスに対する知見から発言を行っております。
社外監査役	平井昭光	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法務並びにコンプライアンスに対する知見から発言を行っております。また、監査役会において、法務並びにコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	成松淳	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士として企業会計に関する豊富な知識と会社経営全般に関して豊富な経験から発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務経理業務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いています。

5．会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）1．当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠を検討した結果、これらにつき適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適性を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要は以下の通りです。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、「ヘリオスグループコンプライアンス基本方針」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」及び「ヘリオスグループ　コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。

取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。

法務部をコンプライアンスの推進に従事すべき部署とするとともに、内部監査を担当する内部監査室を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。

内部監査室は、法令等遵守状況についての監査を定期的に実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適正な保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」をはじめとする諸規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因の洗い出しに取り組むとともに、それら要因への対応力を強化する。

人事総務部を全社的なリスクマネジメントの統括部とし、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図る。

さらに、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスクマネジメントに関する社内ルール化、文書化、研修・教育の実施を推進することを通じ、当社の経営に対するリスクの軽減を図る。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

定例の取締役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、適時に重要事項の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行える体制を構築する。

取締役会の委任に基づく審議・決定機関として、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を設置し、情報及び意見の交換を促進することにより、迅速かつ効率的な職務の執行に努める。

取締役会及び経営会議を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

また、社内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

⑤ **当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

現在当社に親会社及び子会社は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団における業務の適正確保のための所要の体制を構築する。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、内部監査室等に所属する使用人に必要に応じて監査業務を補助させる。

監査業務の補助を命ぜられた使用人はその業務に関して監査役の指揮命令に服し、取締役及び所属する部署の管理職の指揮命令を受けないものとする。監査役は、当該使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるとともに、その権限、属する組織及び人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権並びに監査役の指揮命令権の明確化などを必要に応じ検討する。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告しなければならない。

取締役及び使用人は、他の役員及び使用人の法令違反行為を知ったときは、「コンプライアンス規程」に従い速やかに監査役に通報する。かかる通報は匿名でも受け付けるものとし、また、口頭、電話、郵便等いかなる方法でも行いうるものとする。通報を受けたときは、社長が速やかに事実関係の調査を行うものとし、この調査にあたっては通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役に対して定期的に求めるほか、内部統制上の組織・規程・手続等の諸制度に変更があった場合にも取締役に対して報告を求める。

⑧　子会社の取締役、使用人等の親会社監査役に対する報告に係る体制

現在当社に子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、子会社の取締役、使用人等が当社監査役に報告をするための適切な体制を整備する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査執行上必要と認められる費用については、監査役が予算を提示し、監査役会においてこれを決議する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び適用法令に基づき、監査役会を原則として月１回開催し、さらに必要があるときは随時開催することで、適時に監査役間における情報共有及び意見交換を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会及び必要に応じ適宜経営会議及びその他の重要な会議に出席するほか、内部監査室及び会計監査人と随時情報及び意見の交換を実施する。また監査役は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。

⑪　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

役員及び使用人に対し、反社会的勢力の排除に向けた社内体制等及び関連法令の周知徹底を図る。また、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力への対応に係る最高責任者及び防止責任者を選任するとともに、同規程及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づく取引先等の確認調査を人事総務部において実施する。

⑵ **業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記取締役会決議により定められた方針に基づき、当事業年度において概要以下を実施いたしました。

①取締役会を22回開催するとともに、取締役会決議があったとみなす書面決議を１回実施し、重要事項の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行いました。

②監査役は、監査役会を14回開催し情報共有及び意見交換を行うとともに、監査の実効性をより一層確保するため内部監査室とも随時連携及び情報交換を行いました。

③常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を17回開催し、経営実務上の諸問題に関する情報共有及び意見交換並びにそれらに基づく審議及び意思決定を行いました。

④「リスクマネジメント基本方針」等に基づき、当社経営に関わる重要なリスク項目を洗い出し、その一覧並びに対応の方針及び現状等に関する資料を関係各部署において共有するとともに、それらリスクへの対応の一環として、適宜研修等の社内教育を実施いたしました。

⑤インサイダー取引防止及び特定個人情報の適正な取扱いに関し、基本方針、社内規程及び業務マニュアルを制定するとともに、インサイダー取引、営業秘密、知的財産及び特定個人情報の管理及び関連する法規制等に関し、研修をはじめとする社内教育を実施いたしました。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、創業以来配当を実施しておりません。医薬品開発には多額の先行投資と長期の開発期間が必要となるため、当分の間は研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

配当を行う場合は、年１回期末での配当を考えております。なお、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

（注）　本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,325,250**	**流動負債**	**1,080,557**
現金及び預金	9,195,895	未払金	282,047
売掛金	21,265	未払費用	9,457
前渡金	47,220	未払法人税等	21,383
前払費用	37,890	前受金	735,541
その他	22,979	その他	32,126
固定資産	**1,162,363**	**固定負債**	**29,694**
有形固定資産	**123,864**	繰延税金負債	3,782
建物	81,474	資産除去債務	25,912
減価償却累計額	△37,886	**負債合計**	**1,110,251**
工具、器具及び備品	141,376	（純資産の部）	
減価償却累計額	△61,099	**株主資本**	**9,370,131**
無形固定資産	**800,646**	**資本金**	**5,380,388**
ソフトウェア	8,980	**資本剰余金**	**5,379,388**
のれん	791,666	資本準備金	5,379,388
投資その他の資産	**237,852**	**利益剰余金**	**△1,389,644**
関係会社株式	200,000	その他利益剰余金	△1,389,644
敷金及び保証金	37,852	繰越利益剰余金	△1,389,644
		新株予約権	**7,231**
		純資産合計	**9,377,362**
資産合計	**10,487,614**	**負債・純資産合計**	**10,487,614**

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**98,167**
売上原価		**9,392**
売上総利益		**88,774**
販売費及び一般管理費		
研究開発費	629,100	
その他	520,090	1,149,191
営業損失（△）		**△1,060,416**
営業外収益		
助成金収入	141,117	
その他	7,327	148,444
営業外費用		
為替差損	28,550	
株式交付費	35,747	
株式公開費用	9,396	
その他	1,359	75,053
経常損失（△）		**△987,026**
特別利益		
新株予約権戻入益	28,897	28,897
税引前当期純損失（△）		**△958,128**
法人税、住民税及び事業税	2,811	
法人税等調整額	△2,836	△25
当期純損失（△）		**△958,103**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,533,500	1,532,500	1,532,500	△431,540	△431,540
当期変動額					
新株の発行	3,846,888	3,846,888	3,846,888	－	－
当期純損失（△）	－	－	－	△958,103	△958,103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	3,846,888	3,846,888	3,846,888	△958,103	△958,103
当期末残高	5,380,388	5,379,388	5,379,388	△1,389,644	△1,389,644

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	2,634,459	30,209	2,664,668
当期変動額			
新株の発行	7,693,776	－	7,693,776
当期純損失（△）	△958,103	－	△958,103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	△22,978	△22,978
当期変動額合計	6,735,672	△22,978	6,712,693
当期末残高	9,370,131	7,231	9,377,362

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　移動平均法による原価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備につきましては、定期賃貸借期間を耐用年数とした定率法によって償却しております。

建物	４年～18年
工具、器具及び備品	４年～８年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における残高はありません。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

②　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

④　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」は、「販売費及び一般管理費」の科目に一括して掲記しておりましたが、損益計算書の一覧性及び明瞭性を高めるため、当事業年度より費目別に独立掲記する方法に変更しております。

なお、前事業年度の損益計算書において一括掲記しておりました「販売費及び一般管理費」は、「研究開発費」327,060千円、「その他」472,001千円であります。

3．貸借対照表関係に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	19,465千円
短期金銭債務	78,803千円

4．損益計算書関係に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	36,377千円

5．株主資本等変動計算書関係に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	33,677,000株	6,969,000株	－	40,646,000株
合計	33,677,000株	6,969,000株	－	40,646,000株

（注）　普通株式の発行済株式総数の増加6,969,000株は、公募による新株の発行による増加6,060,000株、第三者割当による新株の発行による増加909,000株によるものであります。

⑵　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	538,100株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	414,343千円
助成金収入	13,106
未払金	27,711
前払費用	23,589
未払費用	2,673
資産除去債務	8,380
減価償却超過額	4,466
一括償却資産	2,212
繰延税金資産小計	496,483
評価性引当額	△496,483
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
資産除去費用	△3,782千円
繰延税金負債合計	△3,782
繰延税金負債の純額	△3,782

（注）「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6％から33.1％に、平成29年１月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6％から32.3％になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については増資や金融機関からの借入による方針です。調達した資金の使途は主に研究開発資金であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規定に従い、取引先の信用状態を継続的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に投資先の財務状況等を把握し、投資先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。さらに、未払金の一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
⑴ 現金及び預金	9,195,895	9,195,895	－
⑵ 売掛金	21,265	21,265	－
⑶ 敷金及び保証金	37,852	37,828	△23
資産計	9,255,012	9,254,988	△23
⑷ 未払金	282,047	282,047	－
⑸ 未払法人税等	21,383	21,383	－
負債計	303,430	303,430	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金　⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　敷金及び保証金

敷金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

負　債

⑷　未払金　⑸　未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．関係会社株式（貸借対照表計上額200,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

8．持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	200,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	191,090千円
持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額	△5,454千円

9．関連当事者情報

関連当事者との取引

関連会社等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	株式会社サイレジンェ	兵庫県神戸市	200,000	iPSC再生医薬品の製造・販売促進等	（所有）直接 50%	研究開発活動の委託役員の兼任	増資の引受	150,000	－	－

（注）増資の引受は、当社が株式会社サイレジェンの行った第三者割当増資を1株につき100,000円で引き受けたものです。

10. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	230.53円
1株当たり当期純損失（△）	△25.60円

11. 重要な後発事象

（重要な契約の締結）

当社は、平成28年1月8日開催の取締役会において、米国のバイオテクノロジー企業Athersys, Inc.（以下「アサーシス社」）との間でライセンス契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりであります。

（1）契約の目的

アサーシス社が特許権・特許実施許諾権を有する幹細胞製品MultiStem® を用いた細胞治療医薬品を、日本で再生医療等製品として脳梗塞の治療に貢献させること及び幹細胞製品MultiStemを間葉系幹細胞として用いることにより、再生医療等製品の作製可能性・コスト削減を検討することといたします。

（2）契約の相手先の名称　Athersys, Inc.

（3）契約の締結時期　平成28年1月8日

（4）契約の内容

幹細胞製品MultiStemを用いた脳梗塞に対する細胞治療医薬品の開発・販売に関する国内の独占的なライセンス契約及び幹細胞製品MultiStemを当社が公立大学法人横浜市立大学と共同研究開発している肝疾患領域を対象とした再生医療等製品の原料として研究・開発するライセンス契約。

なお、本契約に基づき、当社はアサーシス社に対して契約一時金15百万米ドルを支払い、開発段階に応じた開発マイルストンとして最大で合計30百万米ドルを支払います。また、発売後は、アサーシス社は当社に製品を供給し、当社はアサーシス社に対して、販売額に応じたランニングロイヤルティを支払います。

（5）契約の締結が業績に与える影響

平成28年12月期決算において、研究開発費約2,100百万円を販売費及び一般管理費に計上する見込みであります。

（多額な資金の借入）

当社は、平成28年１月８日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成28年１月14日に実行いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりであります。

（１）資金使途

上記ライセンス導入による契約一時金及び開発費用の支払い

（２）借入先の名称

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、
三井住友信託銀行株式会社

（３）借入金額

2,000百万円

（４）利率

変動金利

（５）借入実行日

平成28年１月14日

（６）返済期日

平成31年１月11日、平成31年１月15日

（７）担保提供

定期預金550百万円

（８）その他

平成28年12月期決算において、支払利息約30百万円を営業外費用に計上する見込みであります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月15日

株式会社ヘリオス
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　地　達　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　仁　木　宏　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヘリオスの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
1．重要な後発事象の重要な契約の締結に記載されているとおり、会社は平成28年１月８日開催の取締役会において、Athersys, Inc.との間でライセンス契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結した。
2．重要な後発事象の多額な資金の借入に記載されているとおり、会社は平成28年１月８日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成28年１月14日に実行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月23日

株式会社ヘリオス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中野　剛　㊞

社外監査役　平井昭光　㊞

社外監査役　成松　淳　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項及び第39条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第28条　（条文省略）	第１条～第28条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） （２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） （２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条～第38条　（条文省略）	第30条～第38条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） （２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第40条～第45条　（条文省略）	（監査役の責任免除） 第39条　（現行どおり） （２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第40条～第45条　（現行どおり）

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	鍵本　忠尚（かぎもと　ただひさ） (昭和51年12月1日)	平成15年５月　九州大学病院入職 平成16年５月　国家公務員共済組合連合会浜の町病院入職 平成17年１月　九州大学病院入職 平成17年４月　アキュメンバイオファーマ㈱設立（現アキュメン㈱）代表取締役社長（現任） 平成23年２月　当社設立 平成24年２月　当社代表取締役社長（現任） 平成26年２月　㈱サイレジェン代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サイレジェン　代表取締役社長	28,797,900株
2	澤田　昌典（さわだ　まさのり） (昭和56年７月24日)	平成18年４月　久留米大学病院入職 平成20年４月　久留米大学内科部門入職 平成24年４月　当社入社 平成25年12月　当社取締役　研究生産領域管掌 平成27年３月　当社常務取締役　事業開発領域管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	松田　良成 (まつだ　よしなり) (昭和53年10月12日)	平成14年10月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 平成20年９月　ポラリス・プリンシパル・ファイナンス㈱（現ポラリス・キャピタル・グループ㈱）入社 シニア・ヴァイス・プレジデント 平成21年８月　漆間総合法律事務所（現弁護士法人漆間総合法律事務所）設立 代表社員（現任） 平成25年１月　当社社外取締役 平成25年６月　はるやま商事㈱　社外監査役（現任） 平成26年１月　当社取締役　管理領域管掌（現任） 平成26年６月　日本商業開発㈱　社外取締役（現任） 平成27年12月　株式会社Unitedly　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人漆間総合法律事務所　代表社員	275,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	アル・リーブス (昭和20年8月7日)	昭和59年５月　Alcon Laboratories, Inc.入社 平成元年４月　Xenon Vision, Inc.入社 平成３年８月　Novartis Ophthalmics入社 平成17年１月　Neurotech USA, Inc. Vice President 平成18年５月　Othera Pharmaceuticals, Inc. Senior Vice President 平成22年１月　OphthaConsult, LLC. President（現任） 平成23年１月　Acucela, Inc. Senior Vice President 平成26年１月　当社取締役　開発領域管掌(現任)	－株
5	田村（たむら）　康一（こういち） (昭和31年11月21日)	昭和56年４月　藤沢薬品工業㈱(現アステラス製薬㈱）入社 平成15年10月　同社　移植免疫研究部長 平成17年４月　同社　研究本部研究推進部担当部長（免疫領域専任） 平成17年10月　アステラス・リサーチ・インスティチュート（アメリカ）シニアバイスプレジデント　兼研究所長 平成26年１月　マルホ㈱入社　シニアリサーチアドバイザー 平成26年10月　当社入社　執行役員神戸研究所長　研究部長 平成27年３月　当社取締役　研究・生産領域管掌（現任）	－株
6	西山（にしやま）　道久（みちひさ） (昭和23年3月18日)	昭和47年４月　藤沢薬品工業㈱(現アステラス製薬㈱）入社 平成17年４月　同社　グローバルマーケティング部長 平成19年４月　㈱リボミック　代表取締役 平成22年６月　同社　取締役 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	マイケル・アルファント（昭和36年5月20日）	平成元年６月　フュージョンシステムズグループ（米国）　取締役 平成12年８月　ビルディング２㈱　取締役 平成16年９月　フュージョン・システムズ・ジャパン㈱設立 グループ会長兼CEO（現任） 平成24年12月　㈱ニューポート　取締役（現任） 平成25年１月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） フュージョン・システムズ・ジャパン株式会社 グループ会長兼CEO	－株
※8	ヒロミツ・オガワ（昭和15年11月20日）	昭和41年９月　台糖ファイザー㈱入社 昭和45年７月　コカ・コーラジャパン㈱入社 昭和50年６月　日本ヒューブライン㈱ 代表取締役専務 昭和53年９月　Itel Container Corp. USA Vice President 平成元年９月　CAI International, Inc.設立 代表取締役社長兼CEO 平成20年６月　同社　会長（現任） 平成21年１月　Quest Venture Partners設立 平成23年６月　International Society for Stem Cell Research（ISSCR）Global Advisory Council（現任） 平成27年３月　Gladstone研究所とともにOgawa-Yamanaka Stem Cell Prize創設	－株

（注）1．※は新任候補者であります。
2．鍵本忠尚氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等に該当します。
3．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4．マイケル・アルファント氏とヒロミツ・オガワ氏は、社外取締役候補者であります。
5．マイケル・アルファント氏を社外取締役候補者とした理由は、多国籍企業の会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、その経験を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで当社の経営体制が強化できるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年２ヶ月となります。
6．ヒロミツ・オガワ氏を社外取締役候補者とした理由は、創業した企業を米国ニューヨーク市場にて上場させた経験を持ち、多国籍企業の会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、その経験を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで当社の経営体制をさらに強化したく、選任をお願いするものであります。
7．当社は、マイケル・アルファント氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、マイケル・アルファント氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、ヒロミツ・オガワ氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8．当社は、マイケル・アルファント氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、ヒロミツ・オガワ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
9．西山道久氏は、現在当社の社外取締役でありますが、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、製薬企業での開発経験を活かし業務執行取締役として就任する予定です。

第３号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬の件

当社は、平成26年３月31日開催の第３回定時株主総会において、会社法第361条第１項及び第387条第１項に基づく取締役及び監査役に対する金銭報酬として、取締役については年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、かかる金銭報酬の額とは別枠にて、取締役については年額33百万円以内（うち社外取締役分は年額11百万円以内）、監査役については年額22百万円以内（うち社外監査役分は年額22百万円以内）の範囲内でストック・オプションとして本定時株主総会の翌日より１年間に取締役及び監査役に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役及び監査役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役３名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役３名）となります。

１．取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

２．報酬等の内容（ストック・オプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容）

⑴　新株予約権の数

取締役については330個（うち社外取締役分は110個）、監査役については220個（うち社外監査役分は220個）を本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限とする。

⑵　新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役については33,000株（うち社外取締役分は11,000株）、監査役については22,000株（うち社外監査役分は22,000株）を本定時株主総会

開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（本議案のその他の箇所において「付与株式数」という。）は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑶　新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑹　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑺　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②　その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

⑻　その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

Ⅰ　特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ　新株予約権の発行要項

１．新株予約権の数

800個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式80,000株を上限とし、下記３．⑴により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

３．新株予約権の内容

⑴　新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（本議案のその他の箇所において「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

⑵　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑶　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の割当日後２年を経過した日を始期として８年を経過する日までの範囲内で取締役会が決定する期間とする。
⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑸　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑹　新株予約権の行使の条件
①　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使をすることはできない。
④　各本新株予約権１個未満の行使をすることはできない。
４．新株予約権の取得に関する事項
⑴　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
⑵　新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．⑹に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑴　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

⑵　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

⑶　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．⑴に準じて決定する。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．⑵で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記５．⑶に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

上記３．⑶に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．⑶に定める行使期間の末日までとする。

⑹　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．⑷に準じて決定する。

⑺　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑻　その他新株予約権の行使の条件

上記３．⑹に準じて決定する。

⑼　新株予約権の取得事由及び条件
　　上記４.に準じて決定する。
⑽　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取り決め
　本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

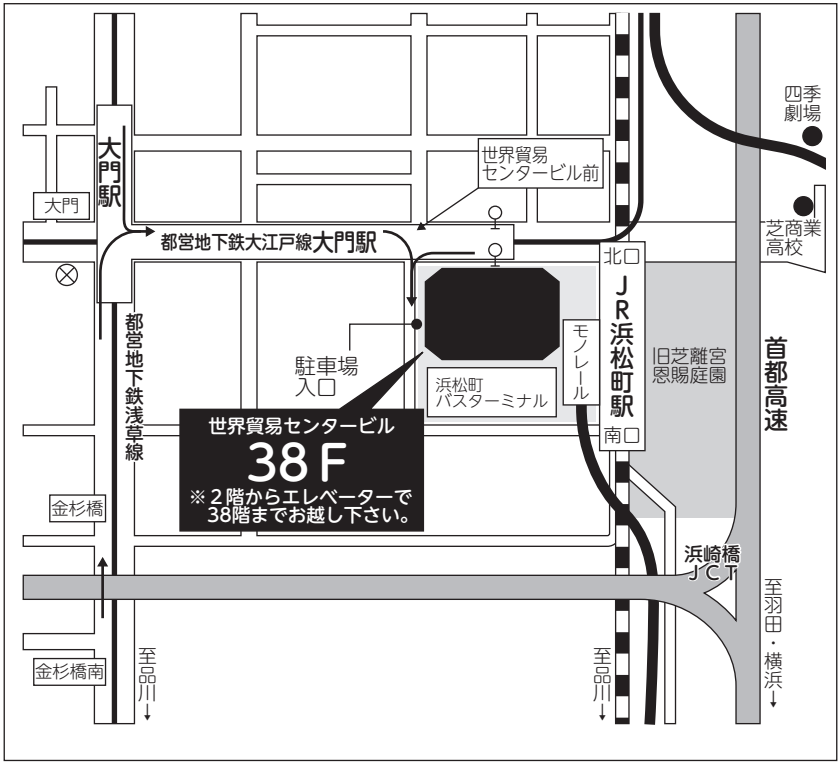
７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
　当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権に関するその他の事項
　本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービル38階
WTCコンファレンスセンター「フォンテーヌ」
TEL 03-3435-3803



交通　ＪＲ（山手線／京浜東北線）・東京モノレール　浜松町駅と直結
都営地下鉄（浅草線／大江戸線）大門駅と直結（Ｂ３出口）
●当日ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

＜事業説明会のご案内＞

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、本総会終了後、同会場において「事業説明会」を開催いたします。つきましては、ご多忙とは存じますが、ぜひご参加賜りますよう、ご案内かたがたお願い申し上げます。